



賃金室長

令和2年8月5日。

埼玉労働局長、木塚欽也殿。

埼玉地方最低賃金審議会会長、佐野勝正。

埼玉県最低賃金の改正決定について（答申）。

当審議会は、令和2年6月30日付埼労発基0630第1号をもって貴職から諮問のあった表記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり平成30年10月1日改正発効の埼玉県最低賃金（時間額898円）は、平成30年度の埼玉県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、今回の答申に当たっては、埼玉県内の中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい現状等の中での最低賃金引上げであることから、雇用の維持のための各種の助成金等の支援が引き続ききめ細やかに実施されることが必要である。

最低賃金については引上げを目指すことが社会的に求められていることを踏まえ、生産性の底上げや、取引関係の適正化など、賃上げしやすい環境整備のための支援を一層充実するよう希望する。

別紙1、埼玉県最低賃金。1、適用する地域、埼玉県の区域。2、適用する労働者、前号の地域内の事業場で使用される労働者。3、適用する使用者、前号の労働者を使用する使用者。4、前2号の労働者に係る最低賃金額、1時間928円。5、この最低賃金において賃金に参入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。6、効力発生の日、令和2年10月1日。

別紙2の埼玉県最低賃金と生活保護との比較については、お手元の書面のとおりでありますので、読み上げは省略させていただきます。

佐野会長

ありがとうございました。

ただいま事務局から答申文（案）を読み上げていただきました。何か御意見ありますでしょうか。特にございませんか。

それでは、原案のとおり答申文が承認されましたので、「(案)」を消していただき、埼玉労働局長へ答申することといたします。

（会長から労働局長に答申文手交）

労働局長

それでは、私から謝辞を述べさせていただきます。

ただいま会長から埼玉県最低賃金の改正決定について、答申をいただきました。ありがとうございました。各委員の皆様におかれましては、数次にわたる審議を慎重かつ真摯に進めていただきまして、最終的に先ほど公労使各委員の全会一致で本日の答申をいただいたということで、委員各位の御尽力に改めて感謝申し上げる次第でございます。

本日いただきました答申につきましては、今後、改正発効に向けまして、必要な手続を適切に行ってまいりたいと考えております。

本日は誠にありがとうございました。

佐野会長

ありがとうございました。

それでは、次に移らせていただきます。議題2はその他でございます。委員の皆様から何かございますでしょうか。ないですか。それでは、事務局から何かございますでしょうか。

賃金室長

特に用意しているものではありません。

佐野会長

分かりました。

それでは、今後の手続について、事務局から説明をお願いいたします。

賃金室長

本日、答申をいただきました、答申の要旨とそれに対する異議の申立てに関して、公示を行います。異議申出書の提出期限は、最低賃金法第11条により15日以内とされておりますので、8月20日、木曜日迄となります。この異議の申出に係る審議を8月21日、金曜日午の午前9時半から、第7回本審として、この15階会議室で開催いたします。異議申出書が提出され次第、速やかに委員の方には御連絡させていただきます。

以上です。

佐野会長

ありがとうございました。次回開催予定の8月21日の第7回本審についてでございますが、埼玉地方最低賃金審議会運営規定第6条第1項に基づき公開とし、議事録についても同規定第7条第2項により公開といたします。

これで第6回本審を閉会といたします。皆様、ありがとうございました。